

令和 6 年度第 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 5 月 2 4 日

担当部・課：保健福祉部生活再建支援室〔内線 3 9 5 3〕

① 件 名
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴う災害弔慰金の支給等に関する条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 令和 6 年 4 月 1 日、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行され、水質又は衛生に関する事務を除く水道整備・管理行政に係る権限が厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管された。 これに伴い、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、水道事業に関する条項整理が行われた。</p> <p>【目的】 政令改正に伴い、引用条文の整理が必要となることから、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 3 6 号） 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 2 3 年政令第 1 3 1 号） 災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 3 6 号） 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 7 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 3 月 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の公布 （令和 6 年 4 月 1 日施行）
⑤ 主な内容
災害弔慰金の支給等に関する条例における引用条文及び文言の整理を行うもの。（別紙参照）
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 災害弔慰金の支給等に関する条例の改正により、適正な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 6 月 市議会第 2 回定例会に災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について提案 （令和 6 年 4 月 1 日遡及適用） 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の改正（令和 6 年 4 月 1 日遡及適用）
⑨ その他